

	認知症対応型共同生活介護	1	日介ケアセンター六町	東京都足立区南花畑3-33-1
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）			
居宅介護支援		8	日介センター代々木	東京都渋谷区代々木1-16-6代々木コパン 3階
<居宅介護予防サービス>				
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護			
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所リハビリテーション			
	介護予防短期入所生活介護	2	日介ケアセンター花畑	東京都足立区花畑6-16-1
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護			
	介護予防福祉用具貸与	1	日介センター竹の塚	東京都足立区竹の塚5-1-14 2階
	介護予防特定福祉用具販売	1	日介センター竹の塚	東京都足立区竹の塚5-1-14 2階
<地域密着型介護予防サービス>				
	介護予防認知症対応型通所介護	2	日介ケアセンター六町	東京都足立区南花畑3-33-1
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1	日介ケアセンター六町	東京都足立区南花畑3-33-1
介護予防支援				
<介護保険施設>				
	介護老人福祉施設	なし		
	介護老人保健施設	なし		
	介護療養型医療施設	なし		
	介護医療院	なし		

2 事業所概要

名称		フリガナ		メディケアホーム カナウホキマ							
		名称		メディケアホーム かなう保木間							
所在地		〒121-0064		東京都足立区保木間1丁目29番12号							
電話番号		03-6694-2595									
ファックス番号		03-3859-2550									
ホームページ		https://nkc.securesite.jp/kanow/lp/									
管理者職氏名		役職名		ホーム長		氏名		後藤 琢馬			
事業開始年月日		2025.2.1									
届出年月日		2025.1.7									
届出上の開設年月日		2025.2.1									
事業所へのアクセス		竹ノ塚駅から徒歩19分 竹ノ塚駅→徒歩4分(270m)バス停(竹の塚駅前)北千住駅前行き→保木間一丁目下車→140m徒歩1分									
施設・設備等の状況											
敷地		権利形態		－		抵当権		あり			
		面 積		595.67 ㎡							
建物		権利形態		賃貸借		抵当権		あり			
		延床面積		1,189.73 ㎡		うち有料老人ホーム分		1,173.00 ㎡			
		竣工日		平成16年3月							
		階 数		地上		4 階		地下		0 階	
				うち有料老人ホーム分		地上		4 階		地下	
		構造		耐火建築物			建築物用途区分		ショートステイ、老人ホーム、身体障害福祉ホーム他		
		併設施設等		あり (訪問介護・訪問看護・居宅介護・重度訪問介護)							
賃貸借契約の概要		建物		契約期間		2024.9.18		～ 2039.9.17			
				自動更新		なし					
居室		階		定員		室数		面積			
		2階		1人		8		14 ㎡		～ 24.5 ㎡	
		3階		1人		11		14 ㎡		～ 24.5 ㎡	
		4階		1人		6		15.5 ㎡		～ 24 ㎡	
								㎡		～ ㎡	

				㎡ ～ ㎡	
一時介護室	階	定員	室数	面積	
				㎡ ～ ㎡	
				㎡ ～ ㎡	
居室内の設備等	便 所		全室あり		
	洗 面		全室あり		
	浴 室		なし		
	冷暖房設備		全室あり		
	電話回線		一部あり	(設置各自)	
	テレビアンテナ端子		全室あり	(設置各自)	
共同便所	4 箇所		(男女共用)		
共同浴室	個浴： 0		大浴槽： 1		機械浴： 1
	併設施設との共用		なし ()		
食堂	兼用	あり	(機能訓練室)		
	併設施設との共用		なし ()		
その他の共用施設	あり (相談室)				
エレベーター	あり 1 基				
消防設備	自動火災報知設備： あり		火災通報装置： あり		スプリンクラー： あり
緊急呼出装置	居室： あり		便所： あり	浴室： あり	脱衣室： あり

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況 等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）	1					1人	1.0	
生活相談員						0人		
看護職員：直接雇用						0人		
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用						0人		
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員	2					2人	2.0	
その他従業者						0人		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		
③－1 介護職員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤				
		専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士								
実務者研修								
介護職員初任者研修								
介護支援専門員								
たん吸引等研修（不特定）								
たん吸引等研修（特定）								
資格なし								

③－ 2 機能訓練指導員の資格						
資格	延べ人数	常勤		非常勤		
		専従	非専従	専従	非専従	
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師又は准看護師						
柔道整復師						
あん摩マッサージ指圧師						
はり師又はきゅう師						
③－ 3 管理者（施設長）の資格						
④ 夜勤・宿直体制			併設事業所の訪問介護が対応 （管理者がオンコール対応）			
配置職員数が最も少ない時間帯			時 分～ 時 分			
上記時間帯の職員配置数			介護職員 人以上 看護職員 人以上			

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1 年未満											
1 年以上 3 年未満											
3 年以上 5 年未満											
5 年以上10年未満											
10年以上											
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4　サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス		あり（委託）
食事介助サービス		なし
入浴介助サービス		なし
排せつ介助サービス		なし
口腔衛生管理サービス		なし
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス		あり
相談対応サービス		あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）		あり
服薬管理サービス		なし
金銭管理サービス		なし
定期的な安否確認の方法	職員による巡回→日中安否確認、毎食事に実施 夜間の定期巡回→2回 併設訪問介護、看護が対応 各居室にナースコール設置（ベットとトイレ）合計数55個	
施設で対応できる医療的ケアの内容	施設の看護職員による在宅酸素・膀胱留置カテーテル・人工肛門・褥そう等皮膚疾患・糖尿病・パーキンソン病・認知症他疾病・胃ろう・経鼻経管栄養（対応可能な人数制限あり）・吸引吸入・ターミナルケア	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	悠翔会在宅クリニック北千住
	所在地	東京都足立区千住2-3 吾妻ビル 2F
	協力の内容	診療項目：内科、皮膚科、眼科、精神科、耳鼻咽喉科 協力内容：定期往診、緊急時対応
協力医療機関(2)	名称	医療法人社団容生会 増田クリニック
	所在地	東京都足立区南花畑5-17-1
	協力の内容	診療科目:外科/整形外科/内科/総合診療科/肛門科 協力内容：定期往診、緊急時対応
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団 祐一会
	所在地	東京都足立区東和2-7-5
	協力の内容	協力内容：定期往診
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり

	運営懇談会の開催		あり	(年 1 回予定)
	入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置			
	自費によるショートステイ事業		なし	
入居に当たっての留意事項				
入居の条件	年齢	満40歳以上		
	要介護度	要介護、要支援		
	医療的ケア	要相談		
	認知症	要相談		
	その他	要相談		
身元引受人等の条件、義務等	事業者は入居者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。なお、代理人は身元引受人を兼ねることができます。			
体験入居	利用期間	原則として1泊2日		
	利用料金	1泊12,000円/税込(宿泊費・食費込み)		
	その他	介護サービス等の一覧に定める介護サービス等を提供します。他者に不利益となる行動があった場合は期間内でも体験を中止する場合があります。		
入院時の契約の取扱い	入院期間中においての食費は3食（朝食・昼食・夕食）召し上がらなかった場合は徴収しません。ただし、家賃、水道光熱費、共益費については定額の請求とします。			
やむを得ず身体拘束を行う場合の 手続	身体拘束については、原則的には行わない ①管理者は身体拘束に関するケアカンファレンスを開催する。 ②身体拘束に関するケアカンファレンスには、原則として、管理者、介護主任、介護職が参加するものでなければならない。 ③身体拘束に関するケアカンファレンスにおいて、・切迫性・非代替性・一時性を確認し、すべての検討事項について記録に残さなければならない。 ④管理者は身体拘束に関するケアカンファレンスでの検討事項を踏まえて、身体拘束その他の行動制限を実施するかを決定する。 身体拘束その他の行動制限の実施が決定された後、速やかに事業部長に報告をする。 ⑤身体拘束その他の行動制限の実施が決定された場合、管理者は、開始前に利用者および家族等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・経過観察記録】により説明を行わなければならない。この説明は、事前の契約の際に説明をしている場合であっても、個別に行わなければならない。利用者および家族等について開始前に説明を行うことができない場合には、事後、速やかに説明を行うこととし、利用者・家族の記入欄に署名、捺印をいただかなければならない。 ⑥やむを得ず身体拘束その他の行動制限を行う場合には、その態様及び時間、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行い、逐次その記録を残さなければならない。 ⑦観察・再検討の結果、要件に該当しなくなった場合には、身体拘束その他の行動制限を解除しなければならない。			
事業者からの契約解除	・利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ・利用者が、故意または重大な過失(暴言・暴力行為等)により事業者もしくはサービス従事者等の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為(セクシャルハラスメント等)を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ・利用者が、サービスの利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。			

要介護時における居室の住み替えに関する事項									
一時介護室への移動			なし						
	判断基準・手続								
	利用料金の変更								
	前払金の調整								
	従前居室との仕様の変更								
その他の居室への移動			なし						
	判断基準・手続								
	利用料金の変更								
	前払金の調整								
	従前居室との仕様の変更								
提携ホーム等への転居			なし						
	判断基準・手続								
	利用料金の変更								
	前払金の調整								
	従前居室との仕様の変更								
苦情対応窓口									
窓口の名称 1			メディケアホーム　かなう保木間						
	電話番号		03-6694-2595						
	対応時間		9:00　　～　　18:00　　（　　　　　月曜～土曜　　　　　）						
窓口の名称 2			足立区　高齢者施策推進室介護保険課事業者指導係						
	電話番号		03-3880-5746						
	対応時間		8:30　　～　　17:00　　　　　月曜～金曜(土日祝休業)　　　　　）						
窓口の名称 3			東京都福祉局　高齢者施策推進部　施設支援課(有料老人ホーム担当)						
	電話番号		03－5320－4296						
	対応時間		9:00　　～　　16:30　　（　　　　　月曜～金曜(土日祝休業)　　　　　）						
賠償責任保険の加入			あり　　　　　　　　　　　保険の名称：　三井住友海上火災保険						
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等									
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組						なし			
東京都福祉サービス第三者評価の実施					なし	結果の公表			
その他機関による第三者評価の実施					なし	結果の公表			

5　入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢：		歳		入居者数合計：		0　人	
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
	6 5 歳未満								
	6 5 歳以上 7 5 歳未満								
	7 5 歳以上 8 5 歳未満								
	8 5 歳以上								
合計		0	0	0	0	0	0	0	
入居継続期間別入居者数									
入居期間		6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計	
入居者数								0	
男女別入居者数		男性：		人		女性：		人	
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）				0　％　（定員に対する入居者数）					

直近 1 年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居		医療機関への入院	
介護老人保健施設へ転居		死亡	
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	0

6 利用料金

入居準備費用		なし	0 円
明 内 細 訳			
	支払日・支払方法		
	解約時の返還		
敷金		なし	
	金額	0 円	※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

家賃及びサービスの対価									
プランの名称			前払金	月額利用料	(内訳)				
					家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
家賃A				126,500円	53,700	25,000	5,500	42,300	管理費に含む
家賃B				134,500円	61,700	25,000	5,500	42,300	管理費に含む
家賃C				138,900円	66,100	25,000	5,500	42,300	管理費に含む
				0円					
各 料 金 の 内 訳 ・ 明 細	前払金	月額単価（ 円）× 想定居住期間（ 月） により算出							
		（月額単価の説明）							
		（想定居住期間の説明）							
	家賃	居室および共有施設の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。							
	管理費	設備費・水光熱費							
	介護費用	巡回日中、緊急時対応、オンコール対応、健康相談、生活リズムの記録（排便・睡眠等）、入退院時の同行（協力医療機関以外）							
	食費	朝食 470 円・昼食 470 円・夕食 470 円 間食 0 円 1 日当たり 1,410 円 × 30 日で積算 厨房管理運営費 円など ※ムース食の場合 780円/食 （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 食事のキャンセルは1食ごとに可能です。キャンセルは3日前の17：00までに所定の書式にてお申し出ください。 それ以降のキャンセルは実費負担となりますのでご注意ください。欠食分の計算方法は下記の通りです。 【計算方法】 食費月額(42,300円)－欠食単価(朝食：470円、昼食：470円、夕食470円)							
	光熱水費	管理費に含む							

介護サービス等の一覧表（参考様式）

区 分	（自 立）		（要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分）	
	追加料金が発生しない （前払金又は月額利用 料に含む）サービスに ○	その都度徴収するサー ビス（料金を表示）	追加料金が発生しない もの	その都度徴収するサービ ス（料金を表示）
サービス			特定施設入居者生活介 護のサービスに■ 前払金又は月額利用料 に含むサービスに○	住宅型有料老人ホームに おいて外部の居宅サービ ス利用を原則とするサー ビスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中			○	
巡回 夜間				▲
食事介助				▲
排泄介助				▲
おむつ交換				▲
おむつ代				実費
入浴（一般浴）介助				▲
清拭				▲
特浴介助				▲
身辺介助				▲
・体位交換				▲
・居室からの移動				▲
・衣類の着脱				▲
・身だしなみ介助				▲
口腔衛生管理				▲
機能訓練				▲
通院介助				▲
（協力医療機関） 通院介助				▲
（上記以外）				▲
緊急時対応			○	
オンコール対応			○	
<生活サービス>				
居室清掃				▲
リネン交換				▲
日常の洗濯				▲
居室配膳・下膳				▲
嗜好に応じた特別食				▲
おやつ				▲

理美容				実費
買物代行（通常の利用区域）				▲
買物代行（上記以外の区域）				▲
役所手続き代行				▲
金銭管理サービス				×
<健康管理サービス>				
定期健康診断				実費
健康相談			○	
生活指導・栄養指導				▲
服薬支援				▲
生活リズムの記録（排便・睡眠等）			○	
医師の訪問診療				▲
医師の往診				▲
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス				▲
入退院時の同行（協力医療機関）				▲
入退院時の同行（上記以外）			○	
入院中の洗濯物交換・買物				▲
入院中の見舞い訪問				▲
<その他サービス>				▲

この様式は参考様式です。施設ごとに、独自様式により作成しても差し支えありません。

- 注１） 自立、要支援及び要介護状態区分に応じて介護サービス等の一覧表を作成。自立、要支援Ⅰ・Ⅱ、要介護Ⅰ～Ⅴと区分した場合は８区分となるが、一覧表を分かりやすくする観点から、一覧表上サービス内容が同じ表現である場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
- 注２） 上記のサービスの項目については、少なくとも記載すべき事項を掲げており、ホームのサービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えないものであること。
- 注３） 記入にあたっては、回数、費用負担を明らかにすること。
- 注４） 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。

基準日：令和6年12月6日

施設名： Medikae Home Kanau Bokumon

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目		該当に○			備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目					
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	・	不 適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4（3）から（5）までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	不 適合	非 該 当	当初の契約期間は15年（令和6年9月18日から令和21年9月17日）協議の上、更新をする。
緊急時の安全確保のための項目					
3	有料老人ホーム（児童福祉施設等）の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	・	不 適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	・	不 適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	・	不 適合	
6	【収容人員（従業員含む。）10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	不 適合	非 該 当	
7	消防法施行令に定める消防用設備（スプリンクラー設備等）を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	・	不 適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目					
8	各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	・	不 適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上（既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43㎡以上）であるか。	○ 適合	・	不 適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人（配偶者及び3親等以内の親族を対象）であるか。	○ 適合	・	不 適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	・	不 適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	・	不 適合	
入居者の財産を保全するための項目					
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	・	不 適合	○ 非 該 当 保全先：

14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却 0 の場合のみ「適」とする。)	適 合	・	不 適 合	・	○ 非 該 当	初期償却率： %
15	入居した日から 3 か月以内の契約解除（死亡退去含む）の 場合については、既受領の前払金の全額（実費を除く。） を利用者に返還することが定められているか。	適 合	・	不 適 合	・	○ 非 該 当	

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
- ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として